

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度	自	2018年7月1日
(第21期)	至	2019年6月30日

株式会社きちりホールディングス
(旧会社名 株式会社きちり)

大阪府中央区安土町二丁目3番13号

(E03512)

目次

頁

表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	4
3. 事業の内容	5
4. 関係会社の状況	6
5. 従業員の状況	7
第2 事業の状況	8
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	8
2. 事業等のリスク	8
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	10
4. 経営上の重要な契約等	13
5. 研究開発活動	13
第3 設備の状況	14
1. 設備投資等の概要	14
2. 主要な設備の状況	14
3. 設備の新設、除却等の計画	16
第4 提出会社の状況	17
1. 株式等の状況	17
2. 自己株式の取得等の状況	20
3. 配当政策	21
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	22
第5 経理の状況	32
1. 連結財務諸表等	33
(1) 連結財務諸表	33
(2) その他	52
2. 財務諸表等	53
(1) 財務諸表	53
(2) 主な資産及び負債の内容	63
(3) その他	63
第6 提出会社の株式事務の概要	64
第7 提出会社の参考情報	65
1. 提出会社の親会社等の情報	65
2. その他の参考情報	65
第二部 提出会社の保証会社等の情報	66

[監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2019年9月30日
【事業年度】	第21期（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）
【会社名】	株式会社きちりホールディングス （旧会社名 株式会社きちり）
【英訳名】	KICHIRI HOLDINGS & Co., Ltd. （旧英訳名 KICHIRI & Co., Ltd.）
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO兼COO 平川 昌紀
【本店の所在の場所】	大阪市中央区安土町二丁目3番13号
【電話番号】	06（6262）3456（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役CFO 葛原 昭
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区安土町二丁目3番13号
【電話番号】	06（6262）3456（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役CFO 葛原 昭
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

（注） 2018年9月27日開催の第20回定時株主総会の決議により、2019年1月1日から会社名及び英訳名を上記のとおり変更いたしました。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	2015年6月	2016年6月	2017年6月	2018年6月	2019年6月
売上高 (千円)	—	—	—	—	9,914,230
経常利益 (千円)	—	—	—	—	376,452
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	—	—	—	—	161,346
包括利益 (千円)	—	—	—	—	161,346
純資産額 (千円)	—	—	—	—	1,868,667
総資産額 (千円)	—	—	—	—	4,083,329
1株当たり純資産額 (円)	—	—	—	—	181.74
1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	15.78
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	—	—	—	45.5
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	8.7
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	44.87
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	387,584
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	△178,565
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	△403,493
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	—	963,389
従業員数 (人)	—	—	—	—	304
(外、平均臨時雇用者数)	(—)	(—)	(—)	(—)	(812)

(注) 1. 第21期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト)は、年間平均雇用人員(1日1人8時間換算)を()内に外数で記載しております。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月		2015年6月	2016年6月	2017年6月	2018年6月	2019年6月
売上高及び営業収益	(千円)	7,371,478	8,031,789	8,845,355	9,241,583	5,297,090
経常利益	(千円)	439,085	424,040	317,876	355,558	219,944
当期純利益	(千円)	116,311	256,470	170,766	147,719	42,630
持分法を適用した場合の投資損失(△)	(千円)	—	△29,960	△16,318	△55,231	—
資本金	(千円)	381,530	381,530	381,530	381,530	381,530
発行済株式総数	(株)	10,550,400	10,550,400	10,550,400	10,550,400	10,550,400
純資産額	(千円)	1,568,458	1,584,223	1,829,684	1,900,718	1,851,494
総資産額	(千円)	3,296,443	4,004,290	4,426,312	4,392,210	1,923,259
1株当たり純資産額	(円)	155.05	160.55	178.95	185.89	180.06
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	7.50 (—)	7.50 (—)	7.50 (—)	10.00 (—)	7.50 (—)
1株当たり当期純利益	(円)	11.48	25.70	16.94	14.45	4.17
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	(円)	11.32	25.35	16.85	—	—
自己資本比率	(%)	47.6	39.6	41.3	43.3	95.7
自己資本利益率	(%)	7.3	16.3	10.0	7.9	2.3
株価収益率	(倍)	61.76	23.00	39.20	59.93	169.78
配当性向	(%)	65.3	29.2	44.3	69.2	179.9
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	853,821	536,167	585,601	554,008	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△596,064	△435,848	△902,280	△164,002	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△257,599	△6,273	688,170	△321,975	—
現金及び現金同等物の期末 残高	(千円)	624,294	718,339	1,089,831	1,157,862	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	298 (643)	335 (647)	336 (687)	326 (750)	31 (—)
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX)	(%) (%)	135.4 (129.7)	114.6 (99.9)	129.8 (129.5)	169.8 (139.7)	141.4 (126.0)
最高株価	(円)	1,064	758	713	1,193	873
最低株価	(円)	499	563	592	664	637

- (注) 1. 売上高及び営業収益には、消費税等は含まれておりません。
2. 第17期において、持分法を適用した場合の投資損失については、関連会社がないため記載しておりません。
3. 第20期の1株当たり配当額10.00円の内訳は、普通配当7.50円、記念配当2.50円であります。
4. 第20期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 第21期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト)は、年間平均雇用人員(1日1人8時間換算)を()内に外数で記載しております。

7. 第21期より連結財務諸表を作成しているため、第21期の持分法を適用した場合の投資損失、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー並びに現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
8. 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
9. 2019年1月1日付で持株会社体制へ移行したことに伴い、2019年1月より子会社への経営指導として営業収益を計上しております。

2 【沿革】

年月	事項
1998年7月	有限会社吉利を設立し、飲食事業を展開
2000年11月	株式会社に改組し、商号を株式会社きちりに変更
2002年10月	神戸市中央区に「Casual Dining KICHIRI」第1号店となる「KICHIRI 三宮店」を開店
2003年4月	本社を大阪市中央区南本町に移転
2005年9月	大阪市中央区に「本格酒場 フクリキ」第1号店となる「本町酒場 福力」を開店
2006年12月	東京都豊島区に「Casual Dining KICHIRI」関東第1号店となる「KICHIRI 池袋東口店」（現 KICHIRI ORANGE LABEL 池袋東口）を開店
2007年7月	大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」市場（現東京証券取引所JASDAQ（グロース））上場
2008年6月	「きちり 真菜や」第1号店となる「きちり真菜や 茶屋町店」を開店
2009年8月	「smile」第1号店となる「NIPPON BAR smile KI・CHI・RI」を開店 「ちゃぶちゃぶ」第1号店となる「六角酒場 ちゃぶちゃぶ」を開店
2010年4月	ジャスダック市場と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所JASDAQ（現東京証券取引所JASDAQ（グロース））に上場
2010年9月	「いしがまやハンバーグ」第1号店となる「いしがまやハンバーグ アトレ吉祥寺」を開店
2010年11月	株式会社オープンクラウド（非連結子会社）を設立
2011年2月	「エキカフェ」第1号店となる「エキカフェ」を開店
2011年6月	本社を大阪市中央区安土町に移転
2013年3月	東京証券取引所市場第二部に上場
2013年5月	東京証券取引所市場第二部上場に伴い、大阪証券取引所JASDAQ（グロース）を上場廃止
2014年5月	東京証券取引所市場第一部に指定
2015年3月	三井物産株式会社とEATALY社と合弁会社（イーターリー・アジア・パシフィック株式会社）を設立
2015年4月	KICHIRI USA INC.（非連結子会社）を米国に設立
2015年4月	「3Little Eggs」第1号店となる「3Little Eggs ららぽーと富士見」を開店
2016年6月	「遊休不動産を活用したリノベーション戦略」第1号店となる「Anchor Point」を開店
2016年10月	株式会社湘南ベルマーレとの業務提携による「MEAT COMPANY with Bellmare」を開店
2016年12月	愛知県長久手市にとんかつ専門店である「黒豚とんかつ コシヒカリ かまど炊き 鬼おろし とん久」第1号店を開店
2017年4月	広島県広島市に「いしがまやハンバーグ」中国地方第1号店となる「いしがまやハンバーグ広島LECT」開店
2017年6月	米国産最高グレードであるプライムビーフのステーキを提供する「GOOD MEAT STOCK」の第1号店を開店
2017年9月	テイクアウト専用パンケーキの第1号店「BEAR'S SUGAR SHACK」を開店
2018年4月	LUCUA osaka地下2階『キッチン&マーケット』内にイタリアンフードマーケット「Merca」とFresh Gardenエリアに「石窯焼きハンバーグ&ステーキ」を開店
2018年6月	株式会社ユニゾン・ブルー（非連結子会社）を設立
2018年7月	東京都新宿区にビビンバ専門店である「VEGEGO」第1号店を開店 東京表参道にウバ茶・抹茶・ほうじ茶を使用した本物志向のミルクティー専門店「CHAVATY」1号店を開店
2018年8月	株式会社きちり分割準備会社（現 株式会社K I C H I R I）を設立
2018年10月	イーターリー・アジア・パシフィック株式会社の全株式を売却
2018年11月	東京都江東区のダイバーシティ東京プラザのフードコートに新しいスタイルのかつの楽しみ方を提案する新業態「元祖 変わりかつめし専門店 かつゑもん」第1号店を開店
2019年1月	持株会社体制への移行に伴い、株式会社きちりを「株式会社きちりホールディングス」へ商号変更

3【事業の内容】

当社は、2018年9月27日開催の第20期定時株主総会において承認された吸収分割契約に基づき、2019年1月1日付で持株会社体制へと移行し、外食事業に関して有する権利義務を当社100%子会社「株式会社きちり分割準備会社」に承継いたしました。また、同日付で、当社は商号を「株式会社きちりホールディングス」に、株式会社きちり分割準備会社は商号を「株式会社K I C H I R I」にそれぞれ変更いたしました。

上記の結果、2019年6月30日現在、当社グループは、当社及び連結子会社1社により構成されることとなりました。

当社グループは、飲食店の経営並びにこれに付随する業務を主たる業務としております。

なお、当社グループの報告セグメントは「飲食事業」のみですが、主たる事業セグメント区分別に記載しております。

(1) 飲食事業

当社グループは、「料理」を単に提供するだけでなく、真心のこもった手作り感のある「料理」と、徹底した“おもてなし”により、“豊かさ”や“楽しさ”といった付加価値を提供しております。また、外食各社が低価格戦略へシフトしていく中、当社グループは一貫した方針のもと、低価格競争には参入せず、高品質な料理とおもてなしの徹底による付加価値の提供により、お客様に納得感のあるサービスを提供しております。

当社グループが展開する代表的な業態は以下のとおりであります。

(2019年6月30日現在)

業態	コンセプト	店舗数
Casual Dining KICHIRI	デザイナーズマンションをイメージしたシンプルモダンなリビング風の内装で、リラックスできる空間を演出しております。店内は適度に仕切られたBOX席、床一面をマットでしつらえたロフト席や個室、ペアシートなどの店舗作りとなっております。	29店舗
新日本様式	和の様式美とモダンを融合させた「新日本様式」は、落ち着いた大人の空間を演出した店舗作りとなっております。	9店舗
いしがまやハンバーグ	オーストラリアの広大な土地で育てられた、黒毛和牛の血統を持つ黒牛を100%利用したハンバーグ専門店。独自に開発したハンバーグ専用窯でふっくらと焼き上げます。	18店舗
オムライス	ドレスをまとったような華やかなオムライスとこだわりの食材が楽しめるオムライス専門店。アンティーク調の落ち着いた空間を演出した店舗作りとなっております。	5店舗
その他	モダンジャパニーズダイニング、真菜や、福栄組合、福力、ajito、igu&peace、スマイル、ちゃぶちゃぶ、Osteria Orobianco、長野県長寿食堂、おむすびのGABA、Anchor Point、MEAT COMPAMY、とん久、GOOD MEAT STOCK、BEAR'S SUGAR SHACK、Merca、石窯焼きハンバーグ&ステーキ	34店舗

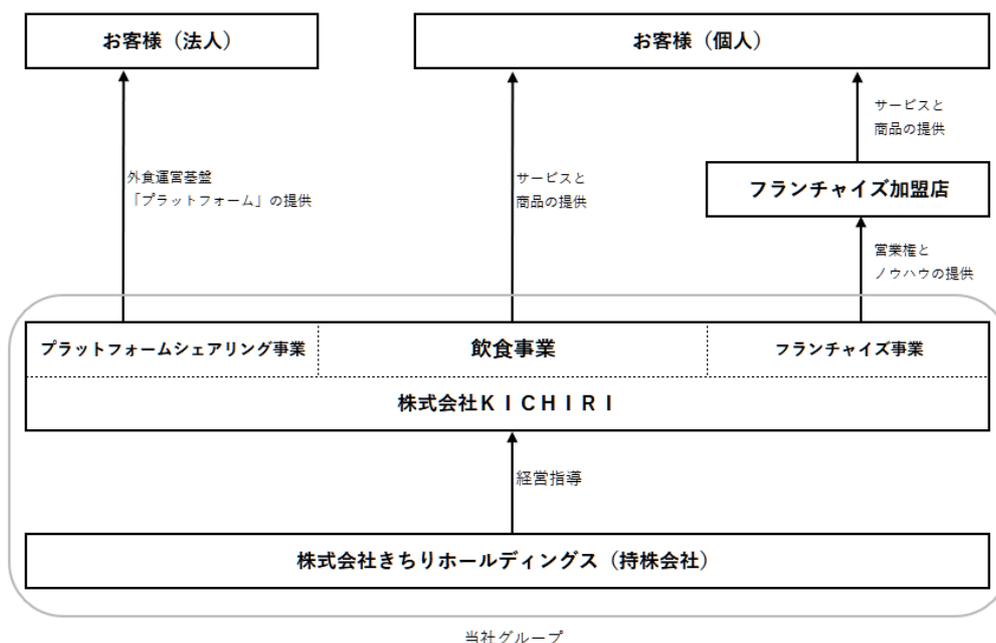
(2) プラットフォームシェアリング事業

プラットフォームシェアリング事業においては、当社がこれまで直営店舗の運営やプロデュース・コンサルティングを通して企画・開発・運営について培ってきた外食企業運営基盤「プラットフォーム」を活用することによって、健康美容分野、ファッション・エンターテインメント分野及び農畜産・水産の一次産業分野のブランドコンテンツホルダー企業とコラボレーションをはかり、新たな顧客価値を提供できるお店をプロデュースしたり、中小外食事業者と弊社のプラットフォームを共有する事業を展開しております。

(3) フランチャイズ事業

当社グループより加盟店に対して、「いしがまやハンバーグ」に係る営業権を付与すると同時に、直営店などの運営やプロデュース・コンサルティング事業等でこれまで培ってきた企画・開発・運営ノウハウを加盟店のニーズに合わせて提供しバックアップを行い、加盟金・ロイヤリティ等を対価とします。フランチャイジーとしては、出店地域での基盤を有する企業を主な対象として、全国への店舗展開の加速とブランド認知度およびブランドイメージの向上を行っております。

事業系統図は、以下のとおりです。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有(又は 被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社K I C H I R I	東京都渋谷区	10,000	飲食事業	100.0	役員の兼任3名

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 特定子会社であります。

3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

4. 株式会社K I C H I R Iについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	4,893,139千円
	(2) 経常利益	184,659千円
	(3) 当期純利益	17,172千円
	(4) 純資産額	879,719千円
	(5) 総資産額	3,692,638千円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

セグメント情報を記載していないため、事業部門別の従業員数を示すと次のとおりであります。

2019年6月30日現在

事業部門の名称	従業員数（人）	
店舗従業員	246	(812)
全社（共通）	58	(－)
合計	304	(812)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間平均雇用人員(1日1人8時間換算)を()内に外数で記載しております。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、主に管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

セグメント情報を記載していないため、事業部門別の従業員数を示すと次のとおりであります。

2019年6月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
31	37.8	6.9	5,796,714

(注) 1. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

2. 当社は、2019年1月1日付で持株会社体制へ移行したため、従業員数が295名、臨時従業員数が750名それぞれ減少しております。

3. 提出会社の従業員は、すべて全社（共通）の事業部門に属しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の基本方針

当社グループは、「大好きが一杯」の企業理念の下、ドミナント構築による規模拡大、更にはサービス・商品・空間全てにこだわる店舗運営を行うことで外食産業における新たなスタンダードの創造を目指しております。「きちりを大好きで一杯にしたい」家族、恋人、友達、お客様、社員、パートナー、お取引業者様、誰でもいい自分の周りにいる人達を大好きになろう。そして大好きに思っている人達から愛されるべき人間になろう。顔を見たら、目が合ったら“ニコッ”とされるような愛すべき人間になろう。そしてみんなすごく幸せな人間になれると思う。大好きが一杯な人達と一緒に仕事が出来たらすごく楽しいと思う。大好きが一杯で溢れている店をみんなと一緒に創っていききたい。そして、「きちり」が沢山の人間から“ニコッ”と微笑みかけられるような存在になりたい。

(2) 経営戦略

当社グループは自社ブランド（業態）での店舗展開の他、当社グループのノウハウを他社に提供していくプラットフォームシェアリング事業、フランチャイズ事業の拡大により、外食産業の新たなスタンダードを創造してまいります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、高い収益性と財務健全性を維持しながら株主の皆様へ利益還元したいとの考えから、売上高営業利益率、ROE、配当性向を目標とする経営管理を行っております。

(4) 経営環境

当社グループの属する外食業界は、市場への参入障壁が比較的低いことから新規参入が多く、加えて顧客嗜好の多様化により、店舗間の競合・競争が激化しております。そして、業界自体が成熟する中では、マーケットと向き合い、常に新しい価値を提供し続けることが重要であると考えております。

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社グループは「外食産業の新しいスタンダードの創造」という目標を達成するため、以下の課題に取り組んでいく方針であります。

① 競合優位性について

当社グループは、KICHIRI業態・いしがまやハンバーグ業態・オムライス業態等、あらゆる立地に対応した様々な業態を保有しており、トレンドを的確に捉える高い業態開発力を持っています。また、従業員一人ひとりが、当社グループの企業理念である「大好きが一杯」を表現し、当社グループ独自の“おもてなし”を提供することで競合他社との差別化を図ってまいります。

② 人材確保及び教育について

当社グループは、ホスピタリティに溢れた優秀な人材の継続的確保が重要な経営課題であると認識しております。そのため、中途採用による即戦力となる人材の確保はもちろん、新卒者の採用を積極的に行っています。これまでのピラミッド型の組織体系ではなく、多く階層を持たないフラットな組織体系によって情報の伝達を早めることで、風通しの良い、従業員一人ひとりの働く意欲を高められる組織を構築しております。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 外食産業の動向及び競合について

当社グループの属している外食業界は、景気低迷が続いたことによる消費不況、中食市場の成長等の影響により、成熟市場となっており、外食事業者の既存店売上高は減少傾向にあります。

このような環境の中、当社グループは市場の競争激化による低価格化に対して、サービス力向上・商品力の強化による付加価値を追求する方針をとり、他社との差別化を図っております。

今後、競合他社の出店等により競争が激化した場合、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 店舗展開について

当社グループは、直営による店舗展開を行っており、当連結会計年度末日現在、95店舗を出店しております。

今後も新規出店を行っていく方針ですが、新規出店は、出店先の立地条件、賃貸借条件、店舗の採算性などを勘案して出店を決定しており、当社グループの希望する条件に合う物件が見つからない場合、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 法的規制について

①食品衛生法について

当社グループが経営する店舗は、食品衛生法の規定に基づき、都道府県知事・市区長より飲食店営業許可を取得しております。そのため、食品衛生法の規定に違反した場合には、食品等の廃棄等、営業許可の取り消し、営業の禁止または一定期間の営業停止等の処分を受けることがあります。

現時点において上記処分の対象となるような事由は発生しておりません。しかしながら、今後、食品衛生法の規定に抵触し、営業停止等の処分を受けた場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

②食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）について

当社グループは「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（以下、「食品リサイクル法」）による規制を受けております。「食品リサイクル法」により、食品関連事業者は食品廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用に取り組むことを義務付けられております。

今後、同法の規制が強化された場合、新たな設備投資等の費用が発生し当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③短時間労働者への社会保険の適用拡大について

当社グループは多くの短時間労働者が就業しております。社会保険の適用基準が拡大した場合には、社会保険の負担額の増加により、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 出退店時に発生する費用及び損失について

当社グループは、新規出店時に什器備品等の消耗品や販売促進に伴う費用が一時的に発生するため、新規出店が重なった時や、期末に近い時点で新規出店は、利益を押し下げる要因となります。また、今後、経営成績悪化による店舗閉鎖が生じた場合、固定資産除却損、賃貸借契約やリース契約の解約に伴う違約金等が発生する可能性があります。

従いまして、新規出店が重なった場合、あるいは新規出店時における内装工事の遅れや入居する商業施設等の完成時期のずれ込み等が発生し、新規出店が期末に近い時点で偏った場合、また経営成績悪化による店舗閉鎖が生じた場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 新規出店に伴う差入保証金について

当社グループは、賃借により出店等を行うことを基本方針としており、すべての店舗において保証金を差入れております。当連結会計年度末における差入保証金残高は781百万円となっており、当社グループの総資産の19.1%を占めております。今後の賃貸人の経営状況によっては、当該店舗における営業の継続に支障が生じたり、退店時に差入保証金等の一部または全部が返還されない可能性があります。また、当社グループの都合によって不採算店舗の契約を中途解約する場合等には、締結している賃貸借契約の内容によって、差入保証金等の一部又は全部が返還されない場合があり、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 食材仕入について

当社グループは、特定の食材に依存している事実はなく、引き続き食材の安定的な確保に積極的に取り組む方針ですが、自然災害、天候不順などによる農作物の不作や政府によるセーフガード（緊急輸入制限措置）の発動など需給関係の変動に伴う市況変動による食材の調達難や仕入れ価格が上昇した場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 人材の確保について

当社グループは、ホスピタリティに溢れた優秀な人材の継続的確保が重要な経営課題であると認識しております。そのため、新卒者の採用を行うと共に、中途採用による即戦力となる人材の確保に努めております。加えて、教育研修の充実を図り、お客様へのサービスの質の向上と将来の幹部人材の育成を進めていく方針であります。

しかしながら、人材の確保及び育成が計画通りに進まない場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 有利子負債依存度について

当社グループは、出店のための設備投資資金を主に金融機関からの借入により調達しております。当社グループの総資産に占める有利子負債の割合は当連結会計年度末で26.3%（有利子負債額1,072百万円/総資産額4,083百万円）となっております。

今後の出店等に伴う資金調達について、引き続き経済情勢や金利動向、財務バランスを総合的に勘案し、有利子負債の適正水準の維持に努めながら事業展開を行う予定ですが、今後調達金利の変動により、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 自然災害について

当社グループの店舗は関西地区及び首都圏に集中しております。そのため、当該地域に大規模地震や台風などの自然災害が発生し、これらの店舗に甚大な被害を及ぼした場合は、当社グループの営業活動に支障を与え、当社グループの経営成績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 減損損失について

当社グループは、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位と捉え、定期的に減損兆候の判定を行っております。今後、外部環境の急激な変化等により著しく収益性が低下した場合や退店の意思決定をした場合、減損損失を計上する可能性があります。

(11) 食品の安全管理について

食品につきましては、食の安全・安心に対する消費者意識が高まっており、以前にも増して安全・安心な食品の提供が重要になっております。

当社グループにおきましては、従業員への細菌検査、店舗衛生管理のチェック、従業員への教育・指導を行い、衛生管理を徹底しておりますが、万一食中毒等の食品の安全性に関する問題が生じた場合には、企業イメージの失墜等により当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループは、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度との比較・分析の記載はしていません。また、当社グループはセグメント情報の記載を省略しているため、セグメントごとの経営成績の記載を省略しております。

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用情勢の改善が続き、全体として緩やかな景気回復基調で推移しておりますが、世界経済の不確実性、国際的な地政学リスクの高まり、自然災害など、先行きは不透明な状況が続いております。

当外食業界におきましては、景気回復に伴い、高価格帯商品にシフトする消費者志向の変化が見られたものの、一部では消費者の節約志向が残っており、また、中食業界の拡大、新規参入が容易であること等による競争の激化により厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中、当社グループは飲食事業において、関東圏を中心とした当社グループのブランドの更なる認知度向上を企図し、2018年7月には東京都新宿区のJR新宿駅南口にある新宿ミロード内にビビンバ専門店「VEGEGO」と表参道にウバ茶・抹茶・ほうじ茶を使用した本物志向のミルクティー専門店「CHAVATY」、2018年11月には東京都江東区の台場駅より徒歩5分のダイバーシティ東京プラザのフードコートに新しいスタイルのかつもの楽しみ方を提案する新業態「元祖 変わりかつめし専門店 かつゑもん」、2019年5月にはグローサリント業態の2号店として大阪の福島駅前ふくまる通り57内にスペインのはしご文化と日本の横丁文化を融合させた“スペイン横丁”がテーマの「merca PASEO(メルカ パセオ)」の新規出店を進める等、多様化する消費者のニーズに対応するため、付加価値の高い料理の開発や、新たな業態の構築にも尽力しております。

プラットフォームシェアリング事業については、外食企業向けの更なるプラットフォーム強化を進めるとともに異業種のブランドホルダーに対する出店支援コンサルティング業務の提供も増加しており、今後につきましても、あらゆる可能性を模索しながら、事業の拡大に努めたいと考えています。

フランチャイズ事業については、西日本最大級の総合スーパーであるイズミが展開するショッピングセンター「ゆめタウン」への出店を行っており、今後も同社施設内への継続的な新規出店を進めるとともに、新規のクライアント開発も積極的に行ってまいります。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は9,914百万円、営業利益406百万円、経常利益376百万円、親会社株主に帰属する当期純利益161百万円となりました。

② 財政状態の状況

(資産)

当連結会計年度末における資産合計は4,083百万円となりました。

流動資産合計は1,733百万円となり、その主な内訳は、現金及び預金963百万円、預け金202百万円及び売掛金173百万円であります。

固定資産合計は2,350百万円となり、その主な内訳は、有形固定資産1,254百万円、差入保証金781百万円及び繰延税金資産163百万円であります。

(負債)

当連結会計年度末における負債合計は2,214百万円となりました。

流動負債合計は1,296百万円となり、その主な内訳は、買掛金249百万円、未払費用340百万円及び1年内返済予定の長期借入金183百万円であります。

固定負債合計は917百万円となり、その主な内訳は長期借入金888百万円、資産除去債務20百万円であります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産合計は1,868百万円となりました。その主な内訳は資本金381百万円、資本剰余金364百万円及び利益剰余金1,225百万円であります。

③ キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における当社グループの現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、963百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における営業活動による資金の増加は387百万円となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益230百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における投資活動による資金の減少は178百万円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出178百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動による資金の減少は403百万円となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出283百万円及び配当金の支払いによる支出101百万円等によるものであります。

④ 生産、受注及び販売の実績

(a) 生産実績

当社グループは、最終消費者へ直接販売する飲食業を行っておりますので生産実績は記載しておりません。

(b) 受注実績

当社グループは、最終消費者へ直接販売する飲食業を行っておりますので受注実績は記載しておりません。

(c) 仕入実績

当連結会計年度の仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	前年同期比 (%)
飲食事業 (千円)	2,815,613	—
報告セグメント計 (千円)	2,815,613	—
その他 (千円) (注) 3	—	—
合計	2,815,613	—

(注) 1. 金額は仕入価格によって表示しており、セグメント間の内部振替はありません。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. その他は「プラットフォームシェアリング事業」「フランチャイズ事業」であります。

4. 当連結会計年度より、連結財務諸表を作成しているため、前年同期との比較を省略しております。

(d) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	前年同期比 (%)
飲食事業 (千円)	9,837,722	—
報告セグメント計 (千円)	9,837,722	—
その他 (千円) (注) 3	76,508	—
合計	9,914,230	—

(注) 1. 金額は販売価格によって表示しており、セグメント間の内部振替はありません。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. その他は「プラットフォームシェアリング事業」「フランチャイズ事業」であります。

4. 当連結会計年度より、連結財務諸表を作成しているため、前年同期との比較を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

① 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたりまして、当連結会計年度末における資産・負債及び当連結会計年度の収益・費用の報告数値並びに開示に影響を与える見積りを行っております。当該見積りに際しましては、過去の実績や状況に応じて、合理的と考えられる要因等に基づき行っております。しかしながら、見積り特有の不確実性により、実際の結果は異なる場合があります。

② 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の経営成績等の分析は、(1) 経営成績等の状況の概要 ①「経営成績の状況」に記載のとおりであります。

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因として、当業界の参入障壁が比較的低いことから新規参入企業が増加する等、同業他社との競争がますます激化した場合に、当社グループが考える出店条件に合致する立地に出店できず、想定どおりの出店ができない可能性があり、また当社グループの展開する業態が多様化する顧客のニーズに応えられない場合が考えられます。加えて、食品表示偽装や食中毒事件等により、消費者の食の安全・安心に対する意識が一層高まり、外食そのものを倦厭する環境となった場合等も重要な影響を与える要因となります。当社グループにおいては、安心・安全を第一に考えた仕入ルートの確保や、店舗の衛生管理、従業員への衛生教育を引続き徹底してまいります。また、顧客のニーズを捉えた業態開発・商品開発を積極的に行うとともに、想定どおりの出店を進めるべく、物件情報の入手ルート及び商業施設のディベロッパー様とのパイプ強化等、物件開発体制の強化を図ってまいります。

当社グループ資本の財源及び資金の流動性については、資金需要の多くは新規出店と既存店改装のための設備投資資金であり、投資活動によるキャッシュ・フローに示した有形固定資産の取得による支出が主なものとなっております。今後は、新規出店と既存店改装は営業活動によって得られる資金によって賄う方針であります。出店の拡充や、大型出店の判断に至った場合には、金融機関からの借入または資本市場からの直接資金の調達によって、必要資金の確保を進めていきたいと考えております。資本の財源についての分析は、(1) 経営成績等の状況の概要 ③「キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標について、当社グループでは、高い収益性と財務健全性を維持しながら株主の皆様へ利益還元したいとの考えから、売上高営業利益率4.0%以上、ROE10.0%以上、配当性向30.0%を目標とする経営管理を行っております。

当連結会計年度における売上高営業利益率は4.1%となり目標を達成しておりますが、ROEについては8.7%、配当性向については47.5%になりました。これは、減損損失の計上が主な要因となっております。引き続きこれらの指標について、改善されるよう取り組んでまいります。

4【経営上の重要な契約等】

(1) フランチャイズ加盟契約

当社グループは、フランチャイズチェーン加盟店との間で、以下のような加盟店契約を締結しております。

① 契約の内容

当社グループより加盟店に対して、「いしがまやハンバーグ」に係る営業権を付与すると同時に、店舗の運営やプロデュース・コンサルティング事業等でこれまで培ってきた企画・開発・運営ノウハウを活かしながら構築してきた「いしがまやハンバーグ」の運営ノウハウを加盟店のニーズに合わせて提供しバックアップを行い、加盟金・ロイヤリティ等を対価とする。加盟店は、契約に定める加盟金及びロイヤリティ等を支払う。

② 契約期間

契約締結日を開始日とし、5年を経過した日を終了日とする。

③ 契約更新

契約満了の6ヵ月前までに両当事者のいずれからも解約の申し入れがない場合は、5年間更新される。

(2) 持株会社体制への以降に伴う吸収分割契約

当社は、2018年9月27日開催の第20期定時株主総会において承認された吸収分割契約に基づき、2019年1月1日付で持株会社体制へと移行し、外食事業に関して有する権利義務を当社100%出資の子会社「株式会社きちり分割準備会社」に承継いたしました。また、同日付で、当社は商号を「株式会社きちりホールディングス」に、株式会社きちり分割準備会社は商号を「株式会社K I C H I R I」にそれぞれ変更いたしました。

詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表 注記事項（企業結合等関係）」に記載しております。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループでは、需要の拡大を図るべく、店舗設備を中心に207百万円（敷金及び差入保証金を含む）の設備投資を実施いたしました。当社グループは「飲食事業」「プラットフォームシェアリング事業」及び「フランチャイズ事業」を行っておりますが、当社グループの報告セグメントは「飲食事業」のみであり、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

2019年6月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
		建物 (千円)	車両運搬具 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	差入保証金 (千円)	合計 (千円)	
大阪本社・東京オフィス (大阪市内、東京都23区 内)	本社	25,936	5,771	4,904	13,382	49,994	31

- (注) 1. 金額には消費税等を含めておりません。
2. 現在休止中の主要な設備はありません。

(2) 国内子会社

2019年6月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
			建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	リース資産 (千円)	無形固定 資産 (千円)	差入保証金 (千円)	合計 (千円)	
東京本社・大阪オフィ ス・セントラルキ ッチン (大阪市内、 東京都23区内)	飲食事業 その他	本社・セン トラルキッ チン	2,313	603	—	737	1,894	5,549	20 (2)
KICHIRI 天王寺 他16店 (大阪市内)	飲食事業	店舗	67,934	17,263	—	—	87,348	172,546	54 (156)
KICHIRI 八尾店 他12店 (大阪市外)	飲食事業	店舗	14,009	6,690	—	—	16,493	37,193	19 (64)
KICHIRI 三宮 サンキタ通り店 他4店 (兵庫県)	飲食事業	店舗	20,558	2,758	—	—	34,510	57,827	9 (38)
KICHIRI 河原町店 他2店 (京都府)	飲食事業	店舗	3,883	1,624	—	—	5,455	10,963	6 (20)
KICHIRI 大和八木店 他2店 (奈良県)	飲食事業	店舗	18,631	1,820	—	—	5,140	25,591	5 (19)
KICHIRI 池袋東口店 他24店 (東京都23区内)	飲食事業	店舗	315,958	31,355	955	6	335,363	683,639	90 (249)
いしがまやハンバー グ 吉祥寺 他4店 (東京都23区外)	飲食事業	店舗	115,788	9,716	—	—	38,097	163,602	12 (46)
KICHIRI 横浜 他9店 (神奈川県)	飲食事業	店舗	193,548	15,214	—	—	93,242	302,004	27 (94)
KICHIRI OMIYA WEST 他6店 (埼玉県)	飲食事業	店舗	157,815	5,180	5,297	37	69,961	238,293	16 (62)
KICHIRI 柏 他2店 (千葉県)	飲食事業	店舗	65,923	4,040	534	—	20,895	91,394	6 (22)
長野県長寿食堂 (長野県)	飲食事業	店舗	1,212	415	95	—	13,011	14,735	2 (12)
とん久 他1店 (愛知県)	飲食事業	店舗	48,107	7,931	—	—	8,000	64,038	5 (19)
いしがまやハンバー グ 広島LECT (広島県)	飲食事業	店舗	24,717	4,328	—	—	3,000	32,046	2 (9)

(注) 1. 金額には消費税等を含めておりません。

2. 従業員数は、就業人員であり、()内に臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)を外数で記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、ドミナント構築、投資効率、業界動向等を総合的に勘案して策定しております。

なお、当連結会計年度末現在における重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

(1)重要な設備の新設

事業所名 (所在地)	設備の 内容	投資予定金額(千円)		資金調達 方法	着手年月日	完成予定年月	完成後の増 加能力(席 数)
		総額	既支払額				
CHAVATY kyoto arashiyama (京都府)	店舗設備	13,784	11,540	自己資金	2019年5月	2019年7月	18
いしがまや GOKU BURGER (東京都23区)	店舗設備	60,570	54,886	自己資金	2019年5月	2019年7月	56
KICHIRI misceo (東京23区外)	店舗設備	91,656	28,758	自己資金	2019年6月	2019年8月	104

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 上記の金額には、店舗賃借に係る保証金が含まれております。
3. 完成後の増加能力は、客席数を記載しております。

(2)重要な改修

当該事項はありません。

(3)重要な設備の除却

当該事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	33,600,000
計	33,600,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数（株） （2019年6月30日）	提出日現在発行数（株） （2019年9月30日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	10,550,400	10,550,400	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	10,550,400	10,550,400	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2018年9月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2名 当社従業員 5名
新株予約権の数（個）※	1,400（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 （株）※	普通株式 140,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	895（注）2
新株予約権の行使期間 ※	自 2022年9月27日 至 2028年9月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 : 895 資本組入額 : 448
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権は権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

※ 当事業年度の末日（2019年6月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2019年8月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式の数（付与株式数）は、100株であります。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

（注）2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権にかかる付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に1.10を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値が無い場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合等を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2014年1月1日 (注)	5,275,200	10,550,400	—	381,530	—	341,475

(注) 株式分割(1:2)によるものであります。

(5)【所有者別状況】

2019年6月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	14	18	94	25	18	13,905	14,074	—
所有株式数(単元)	—	6,011	1,462	44,901	2,149	31	50,934	105,488	1,600
所有株式数の割合(%)	—	5.7	1.4	42.6	2.0	0.0	48.3	100.00	—

(注) 自己株式325,662株は、「個人その他」に3,256単元及び「単元未満株式の状況」に62株を含めて記載してあります。

(6) 【大株主の状況】

2019年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社エムティアンドアソシエイツ	大阪府柏原市国分本町2-6-5	4,152,000	40.6
葛原 昭	東京都中央区	366,600	3.6
平川 勝基	大阪府柏原市	259,500	2.5
平川 昌紀	兵庫県芦屋市	242,300	2.4
平田 哲士	川崎市宮前区	198,200	1.9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	139,400	1.4
平川住宅株式会社	大阪府柏原市清州1-1-2	136,800	1.3
清原 康孝	東京都新宿区	124,700	1.2
平川 貴史	奈良県香芝市	105,700	1.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	103,700	1.0
計	—	5,828,900	57.0

(注) 上記のほか、自己株式が325,662株あります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2019年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 325,600	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,223,200	102,232	—
単元未満株式	普通株式 1,600	—	—
発行済株式総数	10,550,400	—	—
総株主の議決権	—	102,232	—

② 【自己株式等】

2019年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社きちりホールディングス	大阪市中央区安土町2-3-13	325,600	—	325,600	3.1
計	—	325,600	—	325,600	3.1

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	325,662	—	325,662	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2019年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主への適切な利益配分を経営の重要課題であると認識しており、人材育成及び教育、将来の事業展開と経営体質の強化のため十分な内部留保を勘案した上で、当社成長に見合った利益還元を行っていくことを基本方針としております。

当社は、取締役会を決定機関とする期末配当として年1回の剰余金配当を行うことを基本方針としておりますが、経営成績及び今後の事業展開等を勘案し、中間配当を行うこととしております。

2019年6月期の期末配当金は、上記方針に基づき1株当たり7.5円といたします。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上にコスト競争力を高め、市場ニーズに応える体制を強化し、さらには、グローバル戦略の展開を図るために有効投資してまいりたいと考えております。

当社は、「取締役会の決議により、毎年12月31日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めておりましたが、2017年9月28日開催の定時株主総会において、取締役会の決議によって、中間配当に限らず、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができるように定款の一部変更を行いました。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）
2019年8月30日 取締役会決議	76,685	7.5

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、継続的な企業価値の向上にはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると考え、コーポレート・ガバナンスの強化及び充実に努めております。株主やその他ステークホルダーと良好な関係を築き、社会のニーズに合った事業活動を行うことで長期的な成長を遂げていくことが出来ると考えております。そのために、当社では、企業活動の健全性、透明性及び客観性を確保するために適時適切な情報開示を実施し、また経営監督機能を強化する体制作り積極的に取り組んでおります。

なお、当社では、今後の事業拡大に伴って組織規模拡充が想定されるため、コーポレート・ガバナンス体制については随時見直しを実施し、また、積極的に取り組んでまいります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、監査役会制度を採用し、常勤監査役による日常的な監視・監督のほか、2名の社外監査役を含む3名の監査役が会計監査人及び内部監査部門と連携して、取締役の職務の執行を監査する体制としております。

この体制により適正なコーポレート・ガバナンスが確保できているものと考えていることから、現状の体制を採用しております。

イ. 取締役会

取締役会は、取締役6名（うち、社外取締役1名）で構成されており、法令および定款に定められた事項のほか、経営の方針・計画等や重要な業務執行を決定しており、その範囲は取締役会規程に定めております。取締役会において決定された経営の方針・計画等に基づく個別の業務執行に関する決定は、社長をはじめとする業務執行者に委任しております。また、各取締役は取締役間の相互牽制による業務執行の監督を行っております。原則として、毎月1回開催されるほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、権限に基づいた意思決定の他、業績の進捗状況、その他の業務上の報告を行い情報の共有を図っております。また、監査役が取締役会へ出席することで、経営に対する適正な牽制機能が果たされております。構成員につきましては、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (2) 役員状況」をご参照ください。

ロ. 監査役会

当社は監査役会設置会社であります。監査役会は監査役3名（うち社外監査役2名）で構成されております。社外監査役は、経営体制の透明性と公正性を確保するため、公認会計士及び弁護士を選任し専門視点の強化を図っております。監査役会は、原則として毎月1回開催されております。監査役は、監査の独立性を確保しながら、取締役会やその他社内会議に出席し、取締役の業務執行を監督すると共に、リスク管理・コンプライアンスを監視できる体制をとっております。また、代表取締役と定期的に会合を持ち、問題点を報告し、監査法人とは監査方針について意見交換を行い、監査の方法や結果について定期的に監査法人より報告を受けております。構成員につきましては、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (2) 役員状況」をご参照ください。

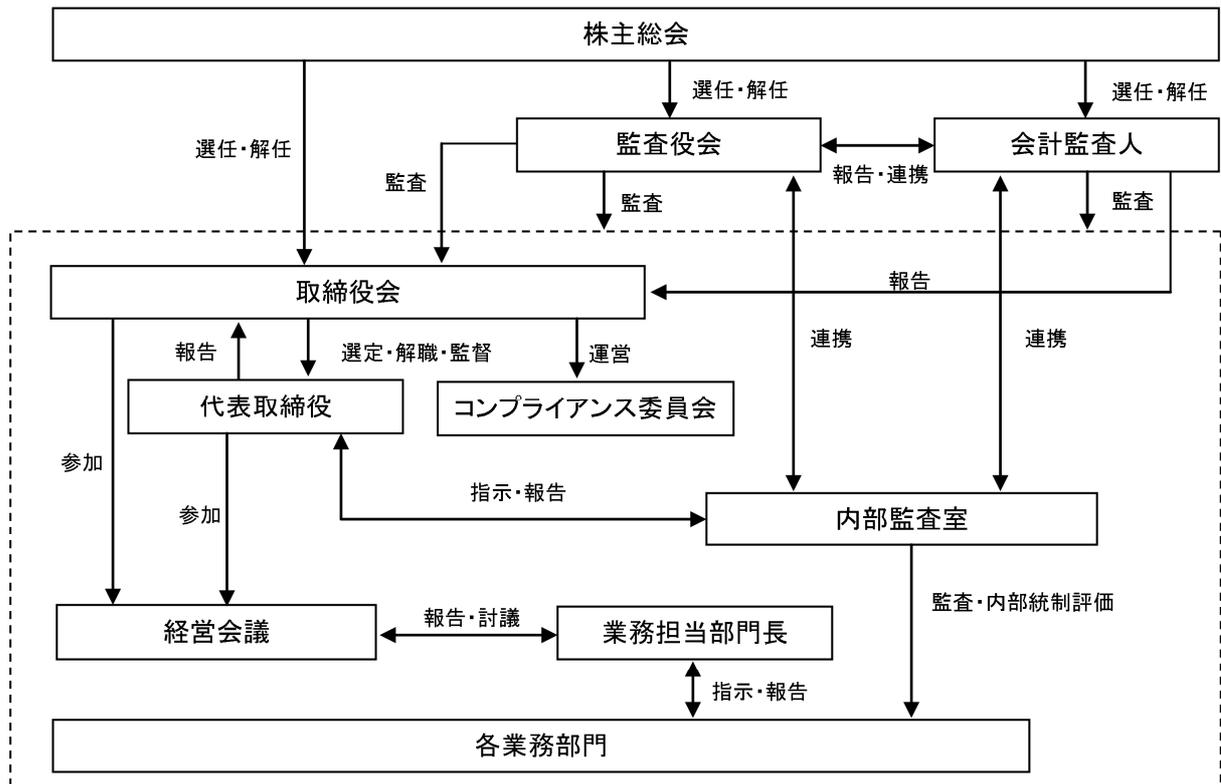
ハ. 経営会議

経営会議は、常勤の取締役・監査役、及び付議すべき事項の関係者で構成されており、取締役会に付議すべき議案に関する事項の審議や全般業務の執行並びに統制に関する協議機関と位置づけ運営されております。週1回定期的に開催されるほか、必要に応じて臨時的に開催し、各部門の業務執行状況、利益計画の進捗状況の確認など情報の共有化、コンプライアンスの徹底を図っております。

ニ. コンプライアンス委員会

当社グループは、コンプライアンス体制の充実及びリスクマネジメントを実践するため、コンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会は、取締役・監査役で構成され、コンプライアンスの推進等について協議しております。

各組織の連携につきましては、下図のとおりであります。



③ 企業統治に関するその他の事項

・内部統制システムの整備の状況

当社グループは、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制を整備するため、内部統制システムの整備に関する基本的方針を以下のとおり定めております。

イ. 当社及び当社子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 全ての役員及び従業員に、法令遵守、社会倫理の遵守、定款遵守及び清潔潔白や公明正大が企業活動の原点であることを周知徹底しております。
- ② 公正な事業活動及び法令遵守の徹底を強化する目的として、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備・向上を推進しております。
- ③ 法令もしくは定款上疑義のある行為等の早期発見と是正を目的に「公益通報者保護規程」を制定し、コンプライアンス違反に関する問題の把握に努めております。
- ④ 当社グループは、企業市民としての社会的責任を認識し、市民社会への秩序や安全に脅威を与えるような反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たないこととし、不当な要求に対しては毅然とした対応を行います。

ロ. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」に基づき適切・確実に、定められた期間、保存、管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持しております。

ハ. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 財務、品質、災害、情報セキュリティなど経営に重大な損失を与えるおそれのあるリスクについては、リスク管理に関する規程やマニュアルを制定し、リスク管理体制を整備しております。なお、不測の事態が生じた場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、損失の最小化を図るため、適切な方法を検討し、迅速な対応を行います。
- ② 監査役会及び内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査しております。取締役会は適宜リスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善を行っております。

ニ. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「取締役会規程」に基づき、毎月取締役会を開催し、重要事項及び法定事項について適宜かつ適切に意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行っております。
- ② 取締役会で決議すべき事項及び承認すべき事項は「取締役会規程」に定め、取締役会付議事項の審議及びその他重要事項の審議機関として経営会議を設置し効率的な運営を図っております。

- ホ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役会と協議のうえ、適宜、専任または兼任による使用人を置くこととしております。
 - ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役、内部監査室等の指揮命令を受けないものとしております。
- へ. 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- ① 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令定款違反行為を認知した場合の他、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、経営会議その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令・定款及び社内規程等に基づき監査役に報告いたします。
 - ② 監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及びその他重要会議に出席すると共に、業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることとしております。
- ト. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役は、適正な監査の実現を図るため、代表取締役と定期的に意見交換の場を設けるとともに、内部監査室及び会計監査人と情報交換を行い、連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図っております。
- ・ リスク管理体制の整備の状況
- 当社グループのリスク管理体制については、経営管理本部を管掌する取締役を担当役員とし、経営管理本部を責任部署として、整備及び推進を行っております。
- 経営上のリスク分析及び対策の検討については、代表取締役を議長とし、取締役と業務担当部門長が出席する経営会議において行います。また、不測の事態が発生した場合には、代表取締役を中心とする対策委員会を設置し、迅速な対応及び損害を最小限にとどめるよう努めております。
- また、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方として、当社グループは、反社会的勢力と一切の関係を断絶することを基本方針とし、コンプライアンス規程の制定、コンプライアンス委員会の設置を行い、コンプライアンスを経営方針として定め、コンプライアンス体制の確立に努めております。
- 反社会的勢力排除に向けた整備状況として、全国暴力追放運動推進センターから有用な情報の収集・管理を実施しております。また、新規取引先については、外部の調査機関による調査を行うことで反社会的勢力か否かの判断を行っております。
- ・ 提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況
- 当社は、当社から子会社の役員を選任し重要事項については当社の事前承認を得るよう規定を定める等、子会社の業務執行状況を随時確認・指導し、その適正を確保するための体制整備に努めております。
- ④ 取締役の定数
- 当社の取締役は、7名以内とする旨定款に定めております。
- ⑤ 取締役の選任
- 当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及びその選任決議は、累積投票によらない旨、定款に定めております。
- ⑥ 取締役及び監査役の責任免除
- 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。
- ⑦ 責任限定契約の内容の概要
- 当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）、監査役及び会計監査人は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。
- ⑧ 剰余金の配当等の決定機関
- 当社は、剰余金の配当等 会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

⑨ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨、定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の3分の2以上の決議をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性 9名 女性 一名 (役員のうち女性の比率 一%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長CEO兼COO	平川 昌紀	1969年7月16日生	1993年4月 株式会社ダイヤモンドリゾート (現 株式会社ダイヤモンドソ サエティ) 入社 1997年11月 個人にて飲食店の経営開始 1998年7月 有限会社吉利(現 株式会社き ちりホールディングス) 設立 代表取締役 2000年11月 当社代表取締役社長(現任) 2015年4月 KICHIRI USA INC. PRESIDENT (現任) 2018年6月 株式会社ユニゾン・ブルー 取 締役(現任) 2018年8月 株式会社きちり分割準備会社 (現 株式会社K I C H I R I) 代表取締役社長 2019年4月 当社代表取締役社長CEO兼C OO(現任) 2019年4月 株式会社K I C H I R I 代表 取締役会長(現任)	(注) 7	242,300
常務取締役CFO	葛原 昭	1973年9月19日生	1998年12月 橋爪総合会計事務所(現 税理 士法人 大阪合同会計事務所) 入所 2003年2月 当社入社 2005年11月 当社株式公開準備室長 2006年4月 当社管理本部長 2006年10月 当社取締役管理本部長 2010年9月 当社常務取締役 経営管理本部 長 2010年11月 株式会社オープンクラウド 代 表取締役社長(現任) 2018年6月 株式会社ユニゾン・ブルー 監 査役(現任) 2019年4月 当社常務取締役CFO(現任)	(注) 7	366,600
取締役 営業統括 本部長	平田 哲士	1977年7月20日生	2000年4月 株式会社大和実業入社 2001年1月 当社入社 2006年11月 当社営業統括部長 2011年9月 当社取締役 営業統括本部長 (現任) 2018年6月 株式会社ユニゾン・ブルー 代 表取締役社長(現任) 2019年4月 株式会社K I C H I R I 代表 取締役社長(現任)	(注) 7	198,200
取締役 商品統括 本部長	松藤 慎治	1977年11月16日生	1998年11月 大阪電技株式会社入社 2006年1月 当社入社 2013年10月 当社執行役員 商品統括本部長 2015年9月 当社取締役 商品統括本部長 (現任)	(注) 7	26,000
取締役 開発本部 部長	柿原 孝一郎	1981年3月27日生	2003年4月 大成建設株式会社入社 2012年1月 株式会社エー・ピーカンパニー 入社 2013年8月 当社入社 2015年9月 当社執行役員 開発本部 部長 2018年9月 当社取締役 開発本部 部長 (現任)	(注) 7	9,400

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	木村 敏晴	1977年9月16日生	2000年4月 ベイン・アンド・カンパニー・ ジャパン・インコーポレイテッ ド入社 2008年2月 ワタミ株式会社入社 2008年6月 ワタミフードサービス株式会 社CFO 2009年4月 ワタミ株式会社上 席執行役員CFO 2009年6月 ワタミ株式会 社取締役上席執行 役員CFO 2011年11月 合同会社コロ ボックル代表(現 任) 2012年9月 当社取締 役(現任) 2014年1月 株式会 社フロンティアベ ース代表取締役 (現任)	(注) 7	—
常勤監査役	長鋪 潤	1974年6月8日生	1997年4月 株式会 社関西スーパーマ ーケット入社 2003年9月 司法書 士中川和恵事務 所入所 2007年6月 当社入 社 2007年9月 当社内 部監査担当 2009年9月 当社 常勤監査役(現 任) 2019年1月 株式 会社K I C H I R I 監査役(現任)	(注) 8	6,000
監査役	榎 卓生	1963年2月23日生	1985年10月 太田昭 和監査法人(現 EY 新日本有限責任 監査法人)入社 1997年3月 榎公 認会計士・税理 士事務所開業 1998年6月 S P K 株式会社監査役 (現任) 2000年1月 株式 会社マネージメ ントリファイ ン代表取締役 (現任) 2002年10月 税 理士法人大手前 総合事務所代 表社員(現任) 2005年9月 当社 監査役(現任) 2011年6月 東 和メックス株式 会社(現 株式 会社T B グル ープ) 監査役 (現任) 2016年9月 株式 会社アイ・ピー ・エス取締役 (現任)	(注) 8	94,500
監査役	井上 賢	1969年1月22日生	2001年10月 弁 護士登録(大阪 弁護士会) 昂総合法律事務 所(現 F&J法律 事務所)入所 2003年7月 A CCESS法律事務 所代表(現任) 2009年9月 当 社監査役(現 任)	(注) 9	4,800
計					947,800

- (注) 1. 取締役木村敏晴は、社外取締役であります。
2. 監査役榎卓生及び井上賢は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役木村敏晴氏及び、監査役井上賢氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 所有株式数にはきちり役員持株会名義の67,600株は含まれておりません。
なお、2019年9月分の持株会による取得株式数については、提出(2019年9月30日)現在確認ができないため、2019年8月31日現在の実質所有株式数を記載しております。
5. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は1名で、経営管理本部 部長 長田大樹であります。
6. 2019年9月29日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
7. 2018年9月27日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
8. 2017年9月28日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。

取締役木村敏晴氏は、同業他社でのCF0としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、また戦略コンサルタントとして、様々な企業の成長戦略策定等のプロジェクトを手がけた経験から、当社の業務執行におけるサポート及びコーポレートガバナンスの水準の維持・向上に貢献いただけたと考えたため選任しております。また、当社の意思決定に重要な影響を与える取引関係にないため、一般株主との利益相反の生じる恐れがないものと判断し、独立役員に指定しております。なお、同氏と当社との間に人的関係、資本的關係または取引関係その他利害関係はありません。

監査役榎卓生氏は、公認会計士の資格を有し、その豊富な経験と高い専門性から、業務執行機関に対する監督機能の強化を図ることができ、また、人格・見識のうえで社外監査役に選任しております。同氏は当社に出資しており、所有株式数は94,500株であります。なお、同氏と当社との間に人的関係、または取引関係その他利害関係はありません。

監査役井上賢氏は、弁護士の資格を有しており、その豊富な経験と高い専門性を活かし、客観的な監査が可能であると判断し、社外監査役に選任しております。また、当社の意思決定に影響を与える取引関係にないため、一般株主との利益相反取引の生じる恐れがないものと判断し、独立役員に指定しております。同氏は当社に出資しており、所有株式数は4,800株であります。なお、同氏と当社との間に人的関係、または取引関係その他利害関係はありません。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会への出席等を通じて内部監査、監査役監査及び会計監査の結果も含めた業務執行状況に関する報告を受け、経営の監督にあっております。社外監査役は、取締役会への出席等を通じて意見交換及び情報交換を行っており、監査法人との連携につきましても、各決算における監査法人との監査報告会に出席して情報交換を行い、連携を図っております。また、必要に応じて随時監査法人と情報交換を行い、監査体制の強化を図っております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

監査役会は監査役3名（うち社外監査役2名）によって構成されております。監査役会は、年間の監査方針を立案後、実施計画を作成しております。

監査に当たっては、議事録、稟議書、契約書等書類の査閲を行うとともに、関係者へのヒアリング、監査法人の会計監査への立会、実地調査並びに取締役会ほか社内的重要会議への出席を実施しております。期末監査終了後は、監査法人と意見交換を行い、監査報告書を作成、代表取締役に提出し、定時株主総会の席上で、監査報告を行っております。

内部監査、監査役監査及び会計監査人との連携状況や内部統制部門との関係につきましては、取締役会等において、必要に応じて適宜報告を受け、意見交換を行っております。

なお、監査役の榎卓生は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 内部監査の状況

当社グループは代表取締役直轄のもと、代表取締役に任命された専任の内部監査室長が、年間の監査計画に基づき、内部監査規程に則って内部監査を実施しております。内部監査室長は監査終了後、内部監査報告書を作成、代表取締役に提出し、その承認をもって結果を被監査部門に通知します。その後、被監査部門より指摘事項にかかる改善状況について報告を受け、状況の確認を行い、業務活動の適正・効率性の監査を通じて、内部統制機能の充実を図っております。

内部監査室長は監査役及び監査法人と定期的に会合を行い、監査の方法や結果について情報交換を行うことで相互連携を図るとともに、監査役及び監査法人からの助言等を得て内部監査の充実を図っております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(注) 新日本有限責任監査法人は2018年7月1日付をもって名称をEY新日本有限責任監査法人に変更しております。

b. 業務を執行した公認会計士

大谷 智英

谷間 薫

c. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他16名となっております。

d. 監査法人の選定方針と理由

「e. 監査役及び監査役会による監査法人の評価」において記載をしている内容をもとに選定を行っております。

e. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会による監査法人の評価について、公益財団法人日本監査役協会会計委員会が公表した「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を参考に評価しております。また、定期的に会計監査人と情報交換し、会計監査人の業務遂行状況を確認しております。

④ 監査報酬の内容等

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（平成31年1月31日内閣府令第3号）による改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」第二号様式記載上の注意(56) d (f) i から iii の規定に経過措置を適用しております。

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度	
監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
12,696	—

区分	当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	14,000	—
連結子会社	—	—
計	14,000	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（Ernst&Young）に対する報酬（a.を除く）
該当事項はありません。

c. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、代表取締役が監査役会の同意を得て定める旨を定款に定めております。

d. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、日本監査役協会の「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査実績の状況等を確認の結果、報酬額の見積りは妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

ア. 報酬等の額の決定に関する方針

当社は、取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、各役員の役割と責任に応じた報酬体系の中で取締役会で協議・決定しております。

なお、取締役の個別の報酬については、取締役会の決議をもって決定しています。監査役の報酬等については、株主総会の決議により承認された報酬総額の範囲内で、監査役会にて決定しております。

当社の現在の報酬体系は、固定報酬のみで、業績連動報酬は導入しておりません。

イ. 役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日

当社の取締役の報酬限度額は、2015年9月25日開催の第17期定時株主総会において年額300,000千円以内（うち社外取締役分30,000千円）と定めており、2018年9月27日開催の第20期定時株主総会において、ストック・オプションとして発行する新株予約権に関する報酬額を別枠として、年額100,000千円以内と定めております。

また、監査役の報酬限度額は、2004年9月13日開催の第6期定時株主総会において年額50,000千円以内と定めております。なお、定款で定める取締役の員数は7名以内、監査役の員数は4名以内であり、本有価証券報告書提出日現在の取締役は6名、監査役は3名であります。

ウ. 当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者及び裁量の範囲

取締役の報酬の額については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会において決定しております。また、監査役については、株主総会で決議された報酬月額範囲内において、監査役の協議により決定しております。

エ. 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する役職ごとの方針

個別の取締役報酬については、各役位の役割と責任に応じた報酬体系の中で、取締役会で協議・決定しております。

オ. 当社の役員報酬等の額の決定過程における取締役会の活動

取締役報酬

従業員給与を基準とし、取締役としてのキャリアや業績貢献等を総合的に勘案したうえで決議

監査役報酬

常勤・非常勤の別、業務分担を考慮して協議

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員員数

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）		対象となる役員員数（人）
		基本報酬	ストック・オプション	
取締役 （社外取締役を除く）	104,805	98,124	6,681	5
監査役 （社外監査役を除く）	1,800	1,800	—	1
社外役員	6,000	6,000	—	3

※ 報酬等の総額が1億円以上である者は存在しません。

③ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

④ 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は、株主総会において取締役及び監査役の報酬について総枠の決議を得ております。また個別の役員報酬については、各役位の役割と責任に応じた報酬体系の中で、取締役の報酬は取締役会、監査役の報酬は監査役会において協議・決定しております。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、購入時にその保有目的について社内にて協議し、保有目的が主に株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする場合は純投資目的である投資株式とし、それ以外の目的にて保有する株式については純投資目的以外の投資株式に区分しております。

当社は、純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）のみ保有しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社の純投資目的以外の投資を行う際の基本方針は、企業価値を向上させるための中長期的な視点に立ち、事業戦略上の重要性、取引先との関係強化の観点から、保有する銘柄を総合的に勘案し、政策的に必要とする株式については、保有していく方針であります。また、取締役会において、中長期的な経済合理性や将来見通し、保有目的の適切性、保有に伴うメリット、リスクを精査した上で保有の適否を毎年検証し、保有の拡大、縮小、処分の判断を実施しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額（千円）
非上場株式	2	59,712
非上場株式以外の株式	—	—

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額（千円）	株式数の増加の理由
非上場株式	2	29,962	当社との協力関係の維持強化のため保有しており、その企業に係る収益などをもとに保有効果を見込んでおります。
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (千円)
非上場株式	1	10,005
非上場株式以外の株式	—	—

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

該当事項はありません。

みなし保有株式

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

④ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

⑤ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。
- (3) 当連結会計年度（2018年7月1日から2019年6月30日まで）は、連結財務諸表の作成初年度であるため、以下に掲げる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、前連結会計年度との対比は行っておりません。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2018年7月1日から2019年6月30日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2018年7月1日から2019年6月30日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みとして、各種団体の開催するセミナーに参加することで、会計基準等の内容を適切に把握し、変更等に的確に対応することができる体制を整備しております。

1 【連結財務諸表等】
 (1) 【連結財務諸表】
 ① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

		当連結会計年度 (2019年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		963,389
売掛金		173,567
原材料及び貯蔵品		74,426
前払費用		147,069
預け金		202,899
その他		171,926
流動資産合計		1,733,277
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）		1,076,339
車両運搬具（純額）		5,771
工具、器具及び備品（純額）		113,848
リース資産（純額）		6,882
建設仮勘定		51,227
有形固定資産合計		※2 1,254,069
無形固定資産		
電話加入権		737
リース資産		44
無形固定資産合計		782
投資その他の資産		
投資有価証券		※1 127,438
長期前払費用		23,580
繰延税金資産		163,769
差入保証金		781,184
貸倒引当金		△774
投資その他の資産合計		1,095,199
固定資産合計		2,350,051
資産合計		4,083,329

(単位：千円)

当連結会計年度
(2019年6月30日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	249,875
1年内返済予定の長期借入金	183,905
リース債務	8,834
未払金	144,480
未払費用	340,036
未払法人税等	82,467
未払消費税等	137,185
株主優待引当金	9,343
その他	140,745
流動負債合計	1,296,874
固定負債	
長期借入金	888,454
資産除去債務	20,466
その他	8,867
固定負債合計	917,787
負債合計	2,214,661
純資産の部	
株主資本	
資本金	381,530
資本剰余金	364,614
利益剰余金	1,225,985
自己株式	△113,857
株主資本合計	1,858,273
新株予約権	10,393
純資産合計	1,868,667
負債純資産合計	4,083,329

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
売上高	9,914,230
売上原価	2,750,693
売上総利益	7,163,536
販売費及び一般管理費	※1 6,757,489
営業利益	406,046
営業外収益	
受取利息	119
協賛金収入	3,997
出資金償還益	1,832
受取保証料	766
その他	311
営業外収益合計	7,028
営業外費用	
支払利息	2,039
支払手数料	2,367
持分法による投資損失	28,150
その他	4,064
営業外費用合計	36,621
経常利益	376,452
特別利益	
関係会社株式売却益	8,194
特別利益合計	8,194
特別損失	
減損損失	※2 153,977
特別損失合計	153,977
税金等調整前当期純利益	230,670
法人税、住民税及び事業税	109,591
法人税等調整額	△40,267
法人税等合計	69,324
当期純利益	161,346
親会社株主に帰属する当期純利益	161,346

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

		当連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
当期純利益		161,346
その他の包括利益		—
包括利益		161,346
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益		161,346
非支配株主に係る包括利益		—

③【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	381,530	364,614	1,166,887	△113,857	1,799,174
当期変動額					
剰余金の配当			△102,247		△102,247
親会社株主に帰属する 当期純利益			161,346		161,346
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	59,098	—	59,098
当期末残高	381,530	364,614	1,225,985	△113,857	1,858,273

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	—	1,799,174
当期変動額		
剰余金の配当		△102,247
親会社株主に帰属する 当期純利益		161,346
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	10,393	10,393
当期変動額合計	10,393	69,492
当期末残高	10,393	1,868,667

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	230,670
減価償却費	203,665
減損損失	153,977
関係会社株式売却損益 (△は益)	△8,194
長期前払費用償却額	3,638
出資金償還益	△1,832
株式報酬費用	10,393
株主優待引当金の増減額 (△は減少)	1,548
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	6
持分法による投資損益 (△は益)	28,150
受取利息及び受取配当金	△119
支払利息	2,039
売上債権の増減額 (△は増加)	△14,851
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△9,089
仕入債務の増減額 (△は減少)	9,361
未払費用の増減額 (△は減少)	9,767
前受収益の増減額 (△は減少)	△39,822
その他	△47,684
小計	531,624
利息及び配当金の受取額	119
利息の支払額	△2,288
法人税等の支払額	△141,870
営業活動によるキャッシュ・フロー	387,584
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△178,005
投資有価証券の取得による支出	△29,962
関係会社株式の取得による支出	△10,000
投資有価証券の売却による収入	10,005
関係会社株式の売却による収入	14,500
貸付金の回収による収入	21,000
出資金の回収による収入	5,759
差入保証金の差入による支出	△66,452
差入保証金の回収による収入	59,400
長期前払費用の取得による支出	△4,810
投資活動によるキャッシュ・フロー	△178,565
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△283,092
リース債務の返済による支出	△18,443
配当金の支払額	△101,957
財務活動によるキャッシュ・フロー	△403,493
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△194,473
現金及び現金同等物の期首残高	1,157,862
現金及び現金同等物の期末残高	※ 963,389

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

株式会社K I C H I R I

2019年1月1日付で持株会社体制へ移行し、これに伴う吸収分割により事業を承継した株式会社K I C H I R I (2019年1月1日付で「株式会社きちり分割準備会社」より商号変更)は重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の数及び非連結子会社の名称

非連結子会社の数 4社

非連結子会社の名称等

株式会社オープンクラウド

株式会社ユニゾン・ブルー

株式会社E g g s & P l a n t s

K I C H I R I U S A I n c .

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社

該当事項はありません。

なお、当連結会計年度において、イーターリー・アジア・パシフィック株式会社のすべての株式を売却したため、持分法の適用の範囲から除外しております。

(2) 持分法非適用の関連会社

該当事項はありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社

株式会社オープンクラウド

株式会社ユニゾン・ブルー

株式会社E g g s & P l a n t s

K I C H I R I U S A I n c .

(持分法の適用範囲から除いた理由)

当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券(時価のないもの)

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	4～20年
車両運搬具	6年
工具、器具及び備品	2～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用負担に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(5) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

(収益認識に関する会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年6月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(会計上の見積りの変更)

耐用年数の変更

当社グループが保有する建物(建物附属設備を除く)は、従来耐用年数を10年として減価償却を行ってまいりましたが、持株会社体制への移行決定を契機に、店舗運営方針の見直しを行うにあたり店舗の使用実態を調査した結果、多業態開発に伴い店舗業態の変更を行うことで、同一店舗の継続営業年数が長期化しており、かつ今後も同様の状況が見込まれることから、その使用実態を反映して耐用年数を20年に変更しております。

これにより、従来の方と比べて、当連結会計年度の減価償却費が83,830千円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が83,830千円増加しております。

(連結貸借対照表関係)

※1 非連結子会社に対するものは、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2019年6月30日)
投資有価証券(株式)	67,726千円

※2 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2019年6月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	3,167,582千円

3 保証債務

一部の賃貸物件の保証金について当社グループ、貸主及び金融機関との間で代預託契約を結んでおります。当該契約に基づき、金融機関は貸主に対して保証金相当額を預託しており、当社グループは貸主が金融機関に対して負う当該預託金の返還債務を保証しております。

	当連結会計年度 (2019年6月30日)
	401,664千円

次の会社について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

	当連結会計年度 (2019年6月30日)
イータリー・アジア・パシフィック株式会社	51,975千円

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当連結会計年度
(自 2018年7月1日
至 2019年6月30日)

給料及び手当	2,635,923千円
地代家賃	1,621,799千円
減価償却費	207,304千円
株主優待引当金繰入額	9,343千円

※2 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失(千円)
東京都23区内	直営店当社2物件	建物 工具、器具及び備品 差入保証金	121,275千円
横浜市青葉区	直営店当社1物件	建物 工具、器具及び備品 差入保証金	28,833千円
神戸市中央区	直営店当社1物件	差入保証金	3,868千円

当社グループはキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングを行っております。その結果、当連結会計年度において収益性が著しく低下した上記の地域に所在する店舗の固定資産について、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失153,977千円として特別損失に計上いたしました。その内訳は建物120,207千円、工具、器具及び備品23,884千円及び差入保証金9,885千円であります。なお、当社資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスのため、零としております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式	10,550,400	—	—	10,550,400
自己株式				
普通株式	325,662	—	—	325,662

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	10,393

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年8月17日 取締役会	普通株式	102,247	10.0	2018年6月30日	2018年9月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2019年8月30日 取締役会	普通株式	76,685	利益剰余金	7.5	2019年6月30日	2019年9月17日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

		当連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
現金及び預金勘定		963,389千円
現金及び現金同等物		963,389

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

飲食事業における店舗設備（「建物」「工具、器具及び備品」）であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる事項「4. 会計方針に関する事項(2) 重要な減価償却の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	当連結会計年度 (2019年6月30日)
1年内	33,714
1年超	44,880
合計	78,595

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については、設備投資計画等に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達することとしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されておりますが、そのほとんどが1ヶ月以内に回収されるため、そのリスクは限定的です。

投資有価証券は業務上の関係を有する企業への出資であり、当該会社の財務状況の悪化等のリスクに晒されておりますが、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

差入保証金につきましては、建物等の賃貸借契約に係るものであり、差入れ先の信用リスクに晒されておりますが、差入れ先の信用状況を契約時及び定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を行っております。

営業債務である買掛金及び未払金並びに未払費用につきましては、すべて1年以内の支払期日であります。

長期借入金につきましては、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。なお、全て変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

リース債務につきましては、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

取引開始時に必要に応じて相手先の信用状態を検証するとともに、取引先相手ごとに期日及び残高管理を実施し定期的に財務状況等を把握し、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金の金利変動リスクについては、随時、市場金利の動向を監視する等により対応しております。

③資金調達に係る流動リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

担当部署が資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2. 参照）。

当連結会計年度（2019年6月30日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	963,389	963,389	—
(2) 売掛金	173,567	173,567	—
(3) 差入保証金	781,184		
貸倒引当金(※)	△774		
	780,410	729,560	△50,850
資産計	1,917,367	1,866,516	△50,850
(1) 買掛金	249,875	249,875	—
(2) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	1,072,359	1,072,359	—
(3) 未払金	144,480	144,480	—
(4) 未払費用	340,036	340,036	—
(5) リース債務	8,834	8,834	—
負債計	1,815,585	1,815,585	—

(※) 差入保証金に対する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金並びに(2) 売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

差入保証金の時価については、返還時期の見積りを行い、見積期間に対応した国債利回り等適切な指標により将来キャッシュ・フローの見積額を割引いた現在価値（貸倒引当金を控除）により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(3) 未払金並びに(4) 未払費用

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額にはほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(5) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (2019年6月30日)
非上場株式	59,712
関係会社株式	67,726

上記の株式については市場価格がなく時価を把握することが極めて困難であること記載しておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

当連結会計年度（2019年6月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	963,389	—	—	—
売掛金	173,567	—	—	—
差入保証金	—	220,281	63,001	497,901
合計	1,136,956	220,281	63,001	497,901

(注) 差入保証金は、合理的に見積った返還予定時期によっております。

4. 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

当連結会計年度（2019年6月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	183,905	169,762	151,972	139,992	134,159	292,569
リース債務	8,834	—	—	—	—	—
合計	192,739	169,762	151,972	139,992	134,159	292,569

(有価証券関係)

1. その他有価証券

非上場株式（当事業年度の貸借対照表計上額は59,712千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

子会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は67,726千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. 売却したその他有価証券

当連結会計年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	10,005	—	—

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
販売費及び一般管理費	10,393

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

決議年月日	2018年9月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 140,000株
付与日	2018年10月19日
権利確定条件	新株予約権は権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
対象勤務期間	自 2018年10月20日 至 2022年9月26日
権利行使期間	自 2022年9月27日 至 2028年9月26日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2019年6月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

決議年月日	2018年9月27日
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	—
付与	140,000
失効	—
権利確定	—
未確定残	140,000
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

決議年月日	2018年9月27日
権利行使価格 (円)	895
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	395.96

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された2018年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- ① 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
 ② 主な基礎数値及び見積方法

	2018年ストック・オプション
株価変動性(注) 1	56.17%
予想残存期間(注) 2	6.94年
予想配当(注) 3	7.5円/株
無リスク利率(注) 4	0.01%

- (注) 1. 7年間(2011年11月から2018年10月まで)の株価実績に基づき算定しております。
 2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。
 3. 2018年6月期の配当実績(記念配当を除く)によっております。
 4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2019年6月30日)
繰延税金資産	
減損損失	109,908千円
資産除去債務	5,936
減価償却超過額	15,903
未払事業所税	2,634
未払事業税	6,024
未払費用	20,585
株主優待引当金	2,861
その他	741
計	164,594
繰延税金負債	
未収還付事業税	824
計	824
繰延税金資産の純額	163,769

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

当社は、2018年9月27日開催の第20期定時株主総会において承認された吸収分割契約に基づき、2019年1月1日付で持株会社体制へと移行し、外食事業に関して有する権利義務を当社100%出資の子会社「株式会社きちり分割準備会社」に承継いたしました。また、同日付で、当社は商号を「株式会社きちりホールディングス」に、株式会社きちり分割準備会社は商号を「株式会社K I C H I R I」にそれぞれ変更いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業、対象となった事業の内容

吸収分割会社	株式会社きちり (2019年1月1日付で「株式会社きちりホールディングス」に商号変更)
対象事業の内容	外食事業
吸収分割承継会社	株式会社きちり分割準備会社 (2019年1月1日付で「株式会社K I C H I R I」に商号変更)

(2) 企業結合日

2019年1月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、当社の完全子会社である株式会社K I C H I R I を承継会社とする吸収分割

(4) 結合後企業の名称

株式会社K I C H I R I

(5) その他取引の概要に係る事項

当社グループは、ホスピタリティの提案・提供によってpositive eating (楽しい食事によって癒し、安らぎ、明日への活力を感じていただくこと) の概念を浸透させ「外食産業の新たなスタンダードの創造」を実現するというビジョンのもと、これまで培ってきた業態開発力を活かして「Casual Dining KICHIRI」、ハンバーグ専門店「いしがまやハンバーグ」、オムライス専門店「3 Little Eggs」などを全国に直営展開してまいりました。また、これまでの出店戦略である経営効率の高い首都圏・関西圏における直営店舗展開によるドミナント戦略に加え、首都圏・関西圏外での加速度的出店による更なる収益化の手段として、フランチャイズ事業を開始しており、事業構造変革の過渡期にあります。中食業界の拡大、新規参入が容易であること等により競争が激化している外食業界において、持続的な成長を果たしていくために当社は多業態の開発を進めることでライセンスの蓄積を進め、ライセンスホルダーとして直営及びフランチャイズ事業展開を行っていく方針にございますが、これを実現するためのガバナンス構造として、持株会社体制移行の可能性を模索しておりました。

今般、当社は事業構造の変革期に、持株会社体制によりもたらされる事業毎の権限と責任の分による意思決定の迅速化、事業リスク分散、明確な事業業績測定といった効果が今後の当社の持続的な成長による企業価値向上に必要不可欠であると考え、持株会社体制への移行を決定いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(資産除去債務関係)

当社グループは、営業拠点の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、一部については資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

当社グループは「飲食事業」「プラットフォームシェアリング事業」及び「フランチャイズ事業」を行っております。当社の報告セグメントは「飲食事業」のみであり、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

当連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がありませんので、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がありませんので、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

当連結会計年度において、固定資産の減損損失153,977千円を計上しております。また、当該金額は全て「飲食事業」にかかるものであります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
1株当たり純資産額	181円74銭
1株当たり当期純利益金額	15円78銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (2019年6月30日)
純資産の部の合計額(千円)	1,868,667
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	10,393
(うち新株予約権(千円))	(10,393)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,858,273
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	10,224,738

3. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
1株当たり当期純利益金額	
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	161,346
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	161,346
普通株式の期中平均株式数(株)	10,224,738
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	—
普通株式増加数(株)	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	2018年10月19日付与 ストック・オプション新株予約 権の目的となる普通株式の数 140,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	283,092	183,905	0.2	—
1年以内に返済予定のリース債務	18,443	8,834	0.4	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	1,072,359	888,454	0.2	2020年～2026年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	8,834	—	—	—
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	1,382,728	1,081,193	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金又はリース債務残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	169,762	151,972	139,992	134,159

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	—	—	7,508,496	9,914,230
税金等調整前四半期(当期) 純利益 (千円)	—	—	161,528	230,670
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (千円)	—	—	128,989	161,346
1株当たり四半期(当期)純 利益 (円)	—	—	12.62	15.78

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	—	—	7.17	3.16

(注) 第3四半期連結会計期間より四半期連結財務諸表を作成しているため、第1四半期及び第2四半期の数値は記載しておりません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年6月30日)	当事業年度 (2019年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,157,862	55,090
売掛金	※1 158,716	—
関係会社短期貸付金	—	※1 670,021
原材料及び貯蔵品	65,337	—
前払費用	139,610	5,732
未収還付法人税等	—	34,334
未収消費税等	—	46,730
その他	※1 266,815	※1 62,181
流動資産合計	1,788,342	874,090
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,250,589	25,936
車両運搬具	—	5,771
工具、器具及び備品	170,910	4,904
リース資産	20,850	—
建設仮勘定	9,362	—
有形固定資産合計	1,451,712	36,612
無形固定資産		
電話加入権	737	—
ソフトウェア	484	—
リース資産	120	—
無形固定資産合計	1,342	—
投資その他の資産		
投資有価証券	39,755	59,712
関係会社株式	193,726	930,273
出資金	3,927	—
長期前払費用	11,861	2,328
繰延税金資産	123,501	6,872
差入保証金	778,808	13,382
貸倒引当金	△768	△13
投資その他の資産合計	1,150,812	1,012,555
固定資産合計	2,603,867	1,049,168
資産合計	4,392,210	1,923,259

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年6月30日)	当事業年度 (2019年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	240,513	—
1年内返済予定の長期借入金	283,092	—
リース債務	18,443	—
未払金	※1 156,593	11,190
未払費用	330,507	34,043
未払法人税等	109,374	—
未払消費税等	82,782	—
前受金	4,140	—
預り金	48,935	17,186
前受収益	103,898	—
株主優待引当金	7,795	9,343
流動負債合計	1,386,076	71,764
固定負債		
長期借入金	1,072,359	—
リース債務	8,834	—
資産除去債務	16,526	—
長期前受収益	1,284	—
その他	6,411	—
固定負債合計	1,105,415	—
負債合計	2,491,491	71,764
純資産の部		
株主資本		
資本金	381,530	381,530
資本剰余金		
資本準備金	341,475	341,475
その他資本剰余金	23,139	23,139
資本剰余金合計	364,614	364,614
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,268,430	1,208,813
利益剰余金合計	1,268,430	1,208,813
自己株式	△113,857	△113,857
株主資本合計	1,900,718	1,841,100
新株予約権	—	10,393
純資産合計	1,900,718	1,851,494
負債純資産合計	4,392,210	1,923,259

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	当事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
売上高	※1 9,241,583	※1 5,021,090
営業収益	—	※1 276,000
売上高及び営業収益合計	9,241,583	5,297,090
売上原価		
期首原材料たな卸高	59,387	65,337
当期原材料仕入高	2,520,302	1,420,324
合計	2,579,690	1,485,661
他勘定振替高	—	79,024
期末原材料たな卸高	65,337	—
売上原価合計	2,514,353	1,406,636
売上総利益	6,727,229	3,890,453
販売費及び一般管理費	※1 6,369,181	※1 3,392,946
営業費用	—	278,347
販売費及び一般管理費並びに営業費用合計	※2 6,369,181	※2 3,671,293
営業利益	358,048	219,160
営業外収益		
受取利息	※1 93	※1 1,012
協賛金収入	3,997	2,015
出資金償還益	—	1,832
受取保証料	※1 641	766
その他	1,072	311
営業外収益合計	5,805	5,938
営業外費用		
支払利息	2,847	1,075
支払手数料	1,437	1,898
その他	4,009	2,180
営業外費用合計	8,294	5,154
経常利益	355,558	219,944
特別損失		
固定資産除却損	※3 670	—
減損損失	103,340	3,868
関係会社株式売却損	—	121,499
特別損失合計	104,011	125,368
税引前当期純利益	251,547	94,576
法人税、住民税及び事業税	127,452	27,124
法人税等調整額	△23,623	24,822
法人税等合計	103,828	51,946
当期純利益	147,719	42,630

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年7月1日 至 2018年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	381,530	341,475	23,139	364,614	1,197,397	1,197,397	△113,857	1,829,684
当期変動額								
剰余金の配当					△76,685	△76,685		△76,685
当期純利益					147,719	147,719		147,719
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）								
当期変動額合計	－	－	－	－	71,033	71,033	－	71,033
当期末残高	381,530	341,475	23,139	364,614	1,268,430	1,268,430	△113,857	1,900,718

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	－	1,829,684
当期変動額		
剰余金の配当		△76,685
当期純利益		147,719
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	－	
当期変動額合計	－	71,033
当期末残高	－	1,900,718

当事業年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	381,530	341,475	23,139	364,614	1,268,430	1,268,430	△113,857	1,900,718	
当期変動額									
剰余金の配当					△102,247	△102,247		△102,247	
当期純利益					42,630	42,630		42,630	
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	△59,617	△59,617	－	△59,617	
当期末残高	381,530	341,475	23,139	364,614	1,208,813	1,208,813	△113,857	1,841,100	

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	－	1,900,718
当期変動額		
剰余金の配当		△102,247
当期純利益		42,630
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	10,393	10,393
当期変動額合計	10,393	△49,223
当期末残高	10,393	1,851,494

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券(時価のないもの)

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	4～20年
車両運搬具	6年
工具、器具及び備品	2～15年

(2) 長期前払費用

定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

差入保証金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用負担に備えるため、翌事業年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成しております。

また、財務諸表規則第127条第2項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記に変更しております。

以下の事項について、記載を省略しております。

- ・財務諸表等規則第8条の6に定めるリース取引に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第8条の28に定める資産除去債務に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第26条に定める減価償却累計額の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第68条の4に定める1株当たり純資産額の注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の3の2に定める減損損失に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の2に定める1株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第107条に定める自己株式に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」32,522千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」123,501千円に含めて表示しております。

(会計上の見積りの変更)

耐用年数の変更

当社が保有する建物（建物附属設備を除く）は、従来耐用年数を10年として減価償却を行ってまいりましたが、持株会社体制への移行決定を契機に、店舗運営方針の見直しを行うにあたり店舗の使用実態を調査した結果、多業態開発に伴い店舗業態の変更を行うことで、同一店舗の継続営業年数が長期化しており、かつ今後も同様の状況が見込まれることから、その使用実態を反映して耐用年数を20年に変更しております。

これにより、従来の方法と比べて、当事業年度の減価償却費が42,151千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が42,151千円それぞれ増加しております。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する金銭債権・債務

	前事業年度 (2018年6月30日)	当事業年度 (2019年6月30日)
短期金銭債権	28,010千円	670,545千円
短期金銭債務	339千円	－千円

保証債務

一部の賃貸物件の保証金について当社、貸主及び金融機関との間で代預託契約を結んでおります。当該契約に基づき、金融機関は貸主に対して保証金相当額を預託しており、当社は貸主が金融機関に対して負う当該預託金の返還債務を保証しております。

	前事業年度 (2018年6月30日)	当事業年度 (2019年6月30日)
	350,643千円	－千円

次の会社について金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

	前事業年度 (2018年6月30日)	当事業年度 (2019年6月30日)
株式会社K I C H I R I	－千円	1,072,359千円
イータリー・アジア・パシフィック株式会社	58,275千円	51,975千円

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	当事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
営業取引による取引高の総額		
売上高及び営業収益	45,325千円	277,200千円
営業費用	9,803千円	6,291千円
営業取引以外の取引高の総額	732千円	893千円

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度85%、当事業年度80%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度15%、当事業年度20%であります。

販売費及び一般管理費並びに営業費用のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	当事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
給料及び手当	2,397,859千円	1,403,282千円
地代家賃	1,574,586千円	825,056千円
減価償却費	343,157千円	109,834千円
株主優待引当金繰入額	7,795千円	9,343千円

※3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	当事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
工具、器具及び備品	670千円	—千円

(有価証券関係)

1. その他有価証券

非上場株式(当事業年度の貸借対照表計上額は59,712千円、前事業年度の貸借対照表計上額は39,755円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式930,273千円、関連会社株式一千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式57,726千円、関連会社株式136,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年6月30日)	当事業年度 (2019年6月30日)
繰延税金資産		
減損損失	70,073千円	—千円
資産除去債務	3,999	—
減価償却超過額	12,704	539
未払事業所税	2,268	—
未払事業税	11,855	—
未払費用	21,752	4,292
株主優待引当金	2,387	2,861
貸倒引当金	235	3
出資金評価損	1,868	—
その他	1,040	—
繰延税金資産計	128,185	7,697
繰延税金負債		
未収還付事業税	—	824
協賛金益金不算入	4,684	—
繰延税金負債計	4,684	824
繰延税金資産の純額	123,501	6,872

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年6月30日)	当事業年度 (2019年6月30日)
法定実効税率	30.9%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.5	15.3
株式報酬費用	—	3.4
住民税均等割	4.6	5.8
その他	0.4	△0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.3	54.9

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

連結財務諸表の「注記事項（企業結合等関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期償却額 (千円)	当期末残高 (千円)	減価償却 累計額 (千円)
有形固定資産						
建物	1,250,589	51,964	1,220,583	56,033	25,936	11,233
車両運搬具	—	7,162	—	1,391	5,771	1,391
工具、器具及び備品	170,910	31,332	159,496	37,842	4,904	11,742
リース資産	20,850	—	13,573	7,276	—	—
建設仮勘定	9,362	69,205	78,567	—	—	—
有形固定資産計	1,451,712	159,664	1,472,220	102,544	36,612	24,366
無形固定資産						
電話加入権	737	—	737	—	—	—
ソフトウェア	484	—	—	484	—	16,201
リース資産	120	—	82	38	—	—
無形固定資産計	1,342	—	820	522	—	16,201

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	新規店舗出店に伴う取得	46,190	千円
	改装に伴う取得	2,370	千円
	その他	3,403	千円
工具、器具及び備品	新規店舗出店に伴う取得	18,326	千円
	その他	13,006	千円
建設仮勘定	新規店舗出店に伴う取得	68,341	千円
	改装に伴う取得	864	千円

2. 会社分割による子会社への資産承継に伴うものは次のとおりであります。

建物	1,220,460	千円
工具、器具及び備品	159,496	千円
リース資産(有形固定資産)	13,573	千円
建設仮勘定	7,382	千円
電話加入権	737	千円
リース資産(無形固定資産)	82	千円

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	768	—	755	13
株主優待引当金	7,795	9,343	7,795	9,343

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	7月1日から6月30日まで
定時株主総会	9月中
基準日	6月30日
剰余金の配当の基準日	6月30日、12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 — 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別段定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故やその他やむを得ない事由による電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法で行う。 公告掲載URL http://www.kichiri.com/
株主に対する特典	1. 対象株主 毎年12月31日現在の株主名簿に記載された当社株式1単元(100株)以上を保有されている株主 2. 優待内容 当社の運営する店舗にてご利用いただけるとご優待券 100株以上～500株未満 3,000円分×1枚 500株以上 3,000円分×3枚 3. 送付時期 毎年2月～3月頃

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、取得請求権付株式の取得を請求する権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第20期）（自 2017年7月1日 至 2018年6月30日）2018年9月27日近畿財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2018年9月27日近畿財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第21期第1四半期）（自 2018年7月1日 至 2018年9月30日）2018年11月9日近畿財務局長に提出

（第21期第2四半期）（自 2018年10月1日 至 2018年12月31日）2019年2月8日近畿財務局長に提出

（第21期第3四半期）（自 2019年1月1日 至 2019年3月31日）2019年5月13日近畿財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2018年10月1日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（第7回新株予約権の発行）に基づく臨時報告書であります。

2018年10月19日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書であります。

2019年6月14日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）に基づく臨時報告書であります。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

2018年10月19日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（第7回新株予約権の発行）に基づく臨時報告書の訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年9月30日

株式会社きちりホールディングス

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大谷 智英 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 谷間 薫 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社きちりホールディングスの2018年7月1日から2019年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社きちりホールディングス及び連結子会社の2019年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社きちりホールディングスの2019年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社きちりホールディングスが2019年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年9月30日

株式会社きちりホールディングス

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大谷 智英 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 谷間 薫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社きちりホールディングスの2018年7月1日から2019年6月30日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社きちりホールディングスの2019年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2019年9月30日
【会社名】	株式会社きちりホールディングス (旧会社名 株式会社きちり)
【英訳名】	KICHIRI HOLDINGS & Co., Ltd. (旧英訳名 KICHIRI & Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO兼COO 平川 昌紀
【最高財務責任者の役職氏名】	常務取締役CFO 葛原 昭
【本店の所在の場所】	大阪市中央区安土町二丁目3番13号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 2018年9月27日開催の第20回定時株主総会の決議により、2019年1月1日から会社名及び英訳名を上記のとおり変更いたしました。

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長CEO兼COO平川昌紀及び最高財務責任者葛原昭は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2019年6月30日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、会社及び連結子会社の本社及び店舗を「重要な事業拠点」としております。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスについて、財務報告への影響を勘案し、重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2019年9月30日
【会社名】	株式会社きちりホールディングス (旧会社名 株式会社きちり)
【英訳名】	KICHIRI HOLDINGS & Co.,Ltd. (旧英訳名 KICHIRI & Co.,Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO兼COO 平川 昌紀
【最高財務責任者の役職氏名】	常務取締役CFO 葛原 昭
【本店の所在の場所】	大阪市中央区安土町二丁目3番13号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 2018年9月27日開催の第20回定時株主総会の決議により、2019年1月1日から会社名を上記のとおり変更いたしました。

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役CEO兼COO平川昌紀及び最高財務責任者葛原昭は、当社の第21期（自2018年7月1日 至2019年6月30日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。